

業務災害総合保険 商品改定のご案内

この度、保険期間の開始日が**2022年7月1日以降**のご契約より商品改定を行います。
 主な改定内容をご案内いたしますので、満期となるご契約の保険証券と照らし合わせて、ご確認いただきますよう、
 お願いいたします。

1 対象となる特約

- 疾病入院医療保険金支払特約
- 疾病入院医療費用補償特約 (拡張型)
- 疾病入院療養一時金支払特約
- がん通院治療費用支援特約 (拡張型)
- 所得補償保険金支払特約

2 変更の概要

① **1 対象となる特約** において、保険期間が始まる前に既に被っていたケガや病気に対する取り扱いを変更します。



詳細は次ページ以降をご確認ください。▶

② **1 対象となる特約** において、継続契約とみなす範囲が広がります。



詳細は次ページ以降をご確認ください。▶

AIG損保「業務災害総合保険」でセットいただく特約	対象となる他の損害保険会社の保険		
	1. - ①	1. - ②	1. - ③
疾病入院医療保険金支払特約 病気による入院に対して、日額×入院日数を保険金として支払うもの	疾病入院医療保険金支払特約	疾病入院保険金支払特約	疾病入院医療保険金支払特約
疾病入院医療費用補償特約 (拡張型) 病気による入院に対して、実際にかかった治療費用・差額ベッド代・先進医療等を受けるためにかかった費用を保険金として支払うもの	疾病入院医療費用補償特約	疾病入院治療諸費用保険金支払特約	疾病入院医療費用補償特約
疾病入院療養一時金支払特約 病気による入院に対して一時金で保険金を支払うもの	対象となる補償はありません。	疾病入院一時金支払特約	対象となる補償はありません。
がん通院治療費用支援特約 (拡張型) がんによる通院に対して、実際にかかった治療費用・先進医療等を受けるためにかかった費用を保険金として支払うもの	対象となる補償はありません。	対象となる補償はありません。	対象となる補償はありません。
所得補償保険金支払特約 ケガ・病気による就業不能の場合に、月額×就業不能月数を保険金として支払うもの	長期障害所得補償特約	対象となる補償はありません。	対象となる補償はありません。

3. **3.** の表に記載のない他の損害保険会社の特約については、対象となりません。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
 03-6848-8500
 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

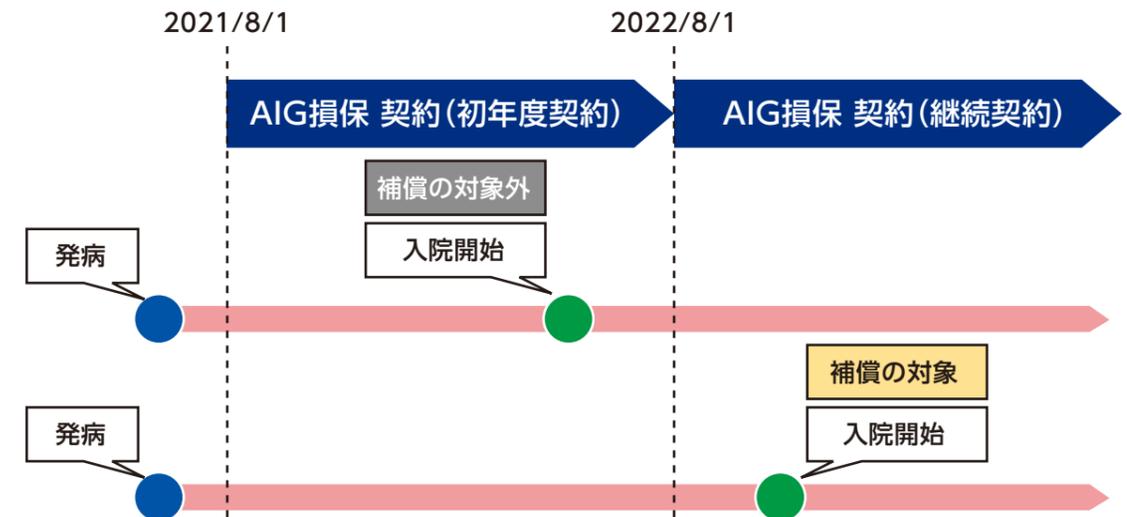
① 保険期間が始まる前に既に被っていたケガや病気について

初年度契約の保険期間開始日の前に被っていたケガや病気に対して、保険金をお支払いできない期間が、2年から1年に短縮されます。

初年度契約とは、各特約において、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含まれます。

	改定前	改定後
疾病入院医療保険金支払特約、 疾病入院医療費用補償特約(拡張型)、 疾病入院療養一時金支払特約	<p>保険期間が始まる前に既に発病していた病気の治療を目的とする入院または先進医療・患者申出療養は、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。</p> <p>(※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。</p>	<p>保険期間が始まる前に既に発病していた病気の治療を目的とする入院または先進医療・患者申出療養は、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。</p> <p>(※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。</p>
がん通院治療費用支援特約(拡張型)	<p>保険期間が始まる前に発病または診断確定されていた原発性がんの治療を目的とする通院または先進医療・患者申出療養は、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、既に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。</p> <p>①そのがんに対する初めての診断確定が、初年度契約の保険期間開始日(※)から2年を過ぎた日の翌日以降になされた場合</p> <p>②次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初年度契約の保険期間開始日(※)の前に、医師の診察を受けたことがない。 ●初年度契約の保険期間開始日(※)の前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。 <p>(※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。</p>	<p>保険期間が始まる前に発病または診断確定されていた原発性がんの治療を目的とする通院または先進医療・患者申出療養は、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、既に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。</p> <p>①そのがんに対する初めての診断確定が、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降になされた場合</p> <p>②次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初年度契約の保険期間開始日(※)の前に、医師の診察を受けたことがない。 ●初年度契約の保険期間開始日(※)の前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。 <p>(※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。</p>
所得補償保険金支払特約	<p>保険期間が始まる前に既に被っていたケガまたは病気による就業不能はお支払いの対象とはなりません。ただし、既に被っていたケガまたは病気による就業不能であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から2年を過ぎた日の翌日以降に開始した就業不能に対してはお支払いします。</p> <p>(※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。</p>	<p>保険期間が始まる前に既に被っていたケガまたは病気による就業不能はお支払いの対象とはなりません。ただし、既に被っていたケガまたは病気による就業不能であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に開始した就業不能に対してはお支払いします。</p> <p>(※)保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。</p>

例 病気入院を補償する特約の場合(2021年8月1日が初年度契約で、翌年同じ補償内容で継続)



② 継続契約とみなす他社の契約について

病気を補償する特約または所得補償保険金支払特約をセットされている場合においては、直前にAIG損保以外の保険会社で同種の契約を締結されていたときでも、継続契約とみなすことができるようになります。継続契約とみなすための条件は下記のとおりです。

- 対象となる他の損害保険会社の保険
 - ① 損害保険ジャパン株式会社 「事業活動総合保険」
 - ② Chubb 損害保険株式会社 「業務災害安心総合保険」
 - ③ スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー 「業務災害包括補償保険」
- 上記 1. の保険契約を満期日まで継続された後、その継続契約として弊社の業務災害総合保険をご契約された場合
 - 他社の契約の保険期間の満期日と、弊社との間に締結する保険契約の始期日が一致している
 - 他社の契約と、弊社との間に締結する保険契約の補償内容が一致している(裏面の表のとおり特約が対応している)
- 上記 1. の保険契約を1年以上継続された後、保険期間の途中で解約し、その継続契約として弊社の業務災害総合保険をご契約された場合
 - 他社の契約の保険期間の解約日と、弊社との間に締結する保険契約の始期日が一致している
 - 他社の契約と、弊社との間に締結する保険契約の補償内容が一致している(裏面の表 3. のとおり特約が対応している)

(※)上記 1. の保険契約について満期日までに解約された場合や満期日・解約日の記載に誤りがあった場合などで、満期日・解約日が弊社との間に締結する保険契約の始期日と一致しない(上記 2. に掲げる条件を満たさない)ときは、弊社の業務災害総合保険にご加入いただいても「継続契約」とはなりません。

例 病気を補償する特約をセットしたご契約で、弊社とご契約いただく直前に契約されていた他の損害保険会社の同種の保険の保険期間内に発病した病気を原因として入院した場合。



他社の同種のご契約を弊社の前契約とみなすため、入院は補償の対象となります。